

○鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

平成5年6月15日規則第10号

改正

平成6年2月1日規則第1号

平成25年3月29日規則第7号

平成25年12月27日規則第25号

鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年鏡石町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定基準となる地積)

**第2条** 条例第4条に規定する受益者が負担する負担金（以下「負担金」という。）の算定基準となる土地の地積は、公簿の地積によるものとする。ただし、これによりがたいとき又は町長が必要と認めるときは実測その他の方法によることができる。

(負担金の端数計算)

**第3条** 条例第4条の規定により負担金の額を算定する場合においてその額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(受益者の申告)

**第4条** 条例第5条の規定により公告された賦課対象地域内の土地に係る受益者は、町長の定める日までに下水道事業受益者申告書（第1号様式）を提出しなければならない。この場合において、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が受益者となったときは、当該土地の所有者と連署して提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

3 町長は前2項の申告がないとき又は申告の内容が事実と異なるときは、申告によらないで受益者を認定することができる。

(各年度毎の負担金徴収額の算定)

**第5条** 条例第6条第4項の規定により分割徴収する各年度毎の負担金の額は当該受益者

が納入すべき負担金の総額の5分の1の額とし、1,000円未満の端数のあるときは、その端数金額を最初の年度の金額に合算する。

(負担金の納期)

**第6条** 前条の各年度に納付すべき負担金の納期は、次のとおりとする。ただし、年度の中途から負担金の徴収を開始するとき又は町長が特に必要があると認めるときは、納期を別に定めることができる。

第1期 7月1日から同月末日まで

第2期 9月1日から同月末日まで

第3期 11月1日から同月末日まで

第4期 翌年1月4日から同月末日まで

2 前項の各納期に納付すべき負担金の額が、当該年度に納付すべき負担金の額の4分の1の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期の金額に合算する。

(負担金の決定通知及び納入通知)

**第7条** 条例第6条第3項に規定する通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書(第2号様式)による。

2 当該受益者が各納期に納付すべき負担金の額の通知は、下水道事業受益者負担金納付通知書(第3号様式)によるものとする。

(負担金の納付)

**第8条** 受益者が、負担金を納付する場合は、下水道事業受益者負担金納付書兼納付済通知書(第4号様式)により納付するものとする。

2 受益者が、負担金の全額を一括して納付する場合は、条例第6条第4項に規定する一括納付の申出をしたものとみなす。

3 前項の規定によって受益者が初年度第1期の納期内に前条第1項に記載された負担金を納付した場合においては、第2期以降の負担金の総額に10パーセントを乗じて得た額を報奨金として交付するものとし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、また、その金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。ただし、国若しくは地方公共団体に対しては、報奨金を交付しない。

(台帳の整備)

**第9条** 町長は、負担金を徴収するときは、下水道事業受益者負担金賦課台帳（第5号様式）を備えて負担金算出の基礎を明らかにし、その後の異動事項等をその都度記載して整備するとともに、下水道事業受益者負担金徴収簿（第6号様式）により収入の整備を行い、金額又は納期限の変更、督促状の発付、徴収猶予、減免等の必要事項を記載し、整備しなければならない。

（負担金の徴収猶予）

**第10条** 条例第7条の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（第7号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは別表第1に定める基準に基づき、徴収猶予の可否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書（第8号様式）により当該受益者に通知しなければならない。

3 町長は、国又は地方公共団体に係る負担金のうち、予算措置がなされない特別の事由があると認められる負担金については、当該負担金の予算措置がなされ納付可能となるまでの期間を猶予することができる。

**第11条** 前条の規定により徴収猶予を受けた受益者に、その事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったとき又はその届出をなすべき事実が判明したときは、直ちに徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収し、又は町長が適当と認める方法により、徴収することができる。

3 町長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（負担金の減免）

**第12条** 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金減免申請書（第10号様式）により、町長に申請しなければならない。この場合において、町長は必要があると認めたときは、減免を受けようとする事由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、別表第2に定める基準に基づき負担金の減免の可否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書（第11号様式）により、当該

受益者に通知するものとする。

ただし、町長認定の減免率決定に際しては別に定める。

**第13条** 前条の規定により負担金の減免を受けた受益者は、その事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があつたとき又は減免の事由が消滅したと認めるときは、当該事実が発生した日以後の納期に係る負担金の減免を取り消し、下水道事業受益者負担金減免取消通知書（第12号様式）により受益者に通知するものとする。

（受益者の変更）

**第14条** 条例第9条の規定による受益者の変更があつたときは、遅滞なく下水道事業受益者変更届（第13号様式）を町長に届け出なければならない。この場合において、当事者が土地所有者以外の者であるときは、当該届書に土地所有者と連署しなければならない。

2 町長は、前項の届出があつたときは、新たに受益者となった者及び従前の受益者に対し、その納付すべき負担金の額及びその納期等を下水道事業受益者負担金承継消滅通知書（第14号様式）により、通知しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

（納付管理人）

**第15条** 受益者は、本町に住所、居所、事務所、又は事業所（以下「住所等」という。）を有しないときは、負担金納付に関する事項を処理させるため、本町に住所等を有する者のうちから納付管理人を定め、下水道事業受益者負担金納付管理人設定届（第15号様式）を町長に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも同様とする。

（住所等の変更）

**第16条** 受益者又は納付管理人が住所等を変更したときは、遅滞なく、下水道事業受益者負担金納付義務者、納付管理人住所等変更届（第16号様式）を町長に提出しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**別表第1（第10条関係）**

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

| 根拠条文     | 根拠条文   | 猶予項目   | 猶予期間                                     | 猶予額 |
|----------|--|--|--|-----|
| 条例第7条第1号 | 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。 | 田、畑、山林、原野その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。） | 5年を限度にその土地が宅地として使用できるまでの期間（ただし、更新を妨げない。） | 全額  |
|          |  | 係争中に係る土地   | 判決等により係争事由の解決のときまで                       | 全額  |
| 条例第7条第2号 | 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難で      | 受益者がその財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害を                    | 1年以内                                     | 全額  |

|  |                                |                    |      |      |
|--|--------------------------------|--------------------|------|------|
|  | あるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 | 受け、又は盗難にあったとき      |      |      |
|  |                                | その他町長が特に必要と認められたとき | 町長認定 | 町長認定 |

別表第2 (第12条関係)

下水道事業受益者負担金減免基準

| 根拠条文        | 減免項目                                | 減免率 (%)                     |     |
|-------------|-------------------------------------|-----------------------------|-----|
| 条例第8条第1項    | 国又は地方公共団体が道路、公園、河川等                 | 100                         |     |
|             | 公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。   | 100                         |     |
| 条例第8条第2項第1号 | 国又は地方公共団体が学校用地                      | 75                          |     |
|             | 公用に供し、又は供することを予定している社会福祉施設用地        | 75                          |     |
|             | 土地に係る受益者警察法務収容施設用地                  | 75                          |     |
|             | 一般庁舎用地                              | 50                          |     |
|             | 病院用地                                | 25                          |     |
|             | 有料の公務員宿舎用地                          | 25                          |     |
| 条例第8条第2項第2号 | 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者      | 25                          |     |
| 条例第8条第2項第3号 | 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 | 100                         |     |
| 条例第8条第2項    | 公の生活扶助を受けている受益者その他これ                | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を | 100 |

|             |  |  |      |
|-------------|--|--|------|
| 第4号         | に準ずる特別の事情があると認められる受益者                              | 受けている者の所有又は使用に係る土地   |      |
|             |  | 生活扶助を受けている者に準ずる特別の事情があると認められる者の所有又は使用に係る土地   | 町長認定 |
| 条例第8条第2項第5号 | 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者                          |  | 町長認定 |
| 条例第8条第2項第6号 | 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 | 文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地   | 100  |
|             |  | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人が設置する施設及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第35条第2項に基づき設置された保育所に係る土地及びこれに類する土地 | 75   |
|             |  | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で社会福祉法人が経営する施設の土地  | 75   |
|             |  | 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の許可を受けている鉄道事業者の使用に係る   |      |

|  |  |   |      |
|--|--|---|------|
|  |  | 土地  |      |
|  |  | (1) 踏切用地、線路用地、駅前広場  | 100  |
|  |  | (2) 駅舎、プラットホーム  | 25   |
|  |  | 宗教法人法（昭和26年法律126号）第2条に規定する宗教法人及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による受益者がその本来の目的のために使用する土地及びこれに類する土地 |      |
|  |  | (1) 墓地  | 100  |
|  |  | (2) 境内地   | 50   |
|  |  | 地域の自治的団体が共用に供している施設に係る土地  | 100  |
|  |  | 公道に準ずる私道  | 100  |
|  |  | その他町長が特に減免の必要があると認める土地  | 町長認定 |

# 第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

## 下水道事業受益者申告書

鏡石町長

様

鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第4条の規定により申告します。

土地所有者  
(受益者代表)

住所

(フリガナ)

電話

氏名

印

申告書提出期限  
年 月 日

義務者番号

整理番号

| 土地の所在 | 地目<br>登記現況 | 地積<br>(㎡) | 登記簿上の所有者名 | 土地所有者以外の権利者 (受益者) |              |    |    |     |  |
|-------|------------|-----------|-----------|-------------------|--------------|----|----|-----|--|
|       |            |           |           | 権利の<br>種類         | 権利の地積<br>(㎡) | 住所 | 氏名 | 確認印 |  |
|       |            |           |           |                   |              |    |    |     |  |

(注) 申告されるときに注意をよく読んで記入してください。

申告されるときに注意

- この申告書は、下水道受益者負担金の賦課対象区域として公告された区域内の土地の所有者又は権利者が提出してください。
- 上記の土地について、地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利の設定（一時使用の場合を除く。）がされている場合は、権利者が受益者となりますから、土地所有者と権利者が連署して申告してください。
- 同一の土地について2人以上の受益者がある場合は、代表者を定め、その代表者が申告してください。
- 申告は、記載事項を確認して、相違（異動）があればその個所を訂正し、所定事項欄に住所・氏名等を記入、押印の上提出してください。
- この申告書は上記申告書提出期限までに上下水道課へ提出してください。もし、期日までに申告のないときは、土地の所有者を受益者とみなします。

※この負担金についてのお問い合わせは、下記をお願いします。  
鏡石町上下水道課 0249-62-2119



### 第3号様式 (第7条関係)



年度  
下水道事業受益者負担金  
納付通知書

あなたの下水道事業受益者負担金を次の通り決定しましたので、各納期限までに納めてください。

年 月 日

鏡石町長

印

|       |      |         |       |  |
|-------|------|---------|-------|--|
| 賦課年度  |      |         | 通知書番号 |  |
| 受益者   |      |         |       |  |
| 納付管理人 |      |         |       |  |
| 納付方法  | 金融機関 | 種別口座名義人 |       |  |

|        |  |
|--------|--|
| 負担金額   |  |
| 減免金額   |  |
| 猶予金額   |  |
| 納付決定金額 |  |

| ※ 分割納付の方 | 納付額 | 納期限 |
|----------|-----|-----|
| 第1期      |     |     |
| 第2期      |     |     |
| 第3期      |     |     |
| 第4期      |     |     |
| 年合計      |     |     |

| ※ 全額・年度一括納付の方 | 納期限   |       |
|---------------|-------|-------|
| 納付負担金額        | 前納報奨金 | 差引納付額 |
|               |       |       |
|               |       |       |

### 付 記 事 項

#### 1. 賦課の根拠

この負担金は鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成5年鏡石町条例第2号)に基づき、排水区域内の土地の所有者又は権利者に賦課されます。

#### 2. 納付方法

この負担金は、5年に分割し、年4回(通算20回)の納期により納めることとなります。納付通知書は、各年度ごとに送付しますので、それによって納めてください。

#### 3. 受益者の変更

受益者に変更があったときは、すみやかに、下水道事業受益者変更届を提出してください。変更後の納期にかかる負担金は、新しい受益者が納付することになります。

#### 4. 異議申立て

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して、異議申立をすることができます。

処分取り消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に鏡石町を被告(町長が被告となります。)として提起することができます(ただし、その期間内であっても、処分の日から1年を経過すると提起することができなくなります)。なお、次のいずれかに該当する場合は、異議申立ての決定を経ることなくこの処分について取消の訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき

#### 5. 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.5%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.25%)の割合で計算した金額。ただし、計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

なお、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額を切り捨てます。

#### 6. 滞納処分

督促状を発布した日から起算して、10日を経過した日までにこの負担金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

#### 7. 納付場所

- 鏡石町収納金融機関及び出納機関
- すかがわ岩瀬農業協同組合
- 須賀川信用金庫
- 東邦銀行
- 常陽銀行
- 福島銀行
- 大東銀行
- 福島県商工信用組合
- 鏡石町役場

※ この負担金についてのお問い合わせは、下記にお願いします。  
鏡石町役場上下水道課 電話番号(0248)62-2119

第4号様式 (第8条関係)

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>年度 下水道受益者負担金 納付書兼納付済通知書</b><br>福島県鏡石町 市区町村コード 073423 |  | <b>福島県鏡石町 年度 下水道受益者負担金 納付書</b>   |  |
| 下記のとおり徴収いたしましたので通知します。<br>鏡石町会計管理者 様                    |  | 加入者名 <b>鏡石町会計管理者</b><br>所属年度 納付年度<br>税目<br>通知書番号<br>期別<br>氏名   |  |
| 賦課年度 対象年度<br>税目 期別<br>通知書番号<br>義務者番号<br>納期限<br>氏名       |  | 納付額 円<br>延滞金 円<br>合計 円<br>納期限<br>領収日付印<br>(鏡石町控)   |  |
| 延滞金がある場合にはこの欄に記入してください<br>延滞金 円<br>合計 円                 |  | 納付額 円<br>延滞金 円<br>合計 円<br>納期限<br>領収日付印<br>(金融機関控)  |  |
| 福島県鏡石町 市区町村コード 073423<br>鏡石町会計管理者 様                     |  | 福島県鏡石町 年度 下水道受益者負担金 納付書<br>加入者名 鏡石町会計管理者<br>所属年度 納付年度<br>税目<br>通知書番号<br>期別<br>氏名<br>納付額 円<br>延滞金 円<br>合計 円<br>納期限<br>領収日付印<br>(鏡石町控) |  |

第5号様式 (第9条関係)

**下水道事業受益者負担金 負担金賦課台帳**

| 受益者 | 賦課年度 | 賦課決定年度 | 氏名            | 住所(方言含む) | 電話番号 | 住民区分 |
|-----|------|--------|---------------|----------|------|------|
|     |      |        | (フリガナ)<br>(漢) |          |      |      |

納付管理人

| 納管人番号 | 氏名            | 住所(方言含む) |
|-------|---------------|----------|
|       | (フリガナ)<br>(漢) |          |

口座振替

| 金融機関名                 | 指定口座 | 口座番号 | 口座名義人氏名       |
|-----------------------|------|------|---------------|
| (金融機関コード)<br>(金融機関名称) |      |      | (フリガナ)<br>(漢) |

| 支払 | 納組 | 行政区 | 世帯 | 通知書№ |
|----|----|-----|----|------|
|    |    |     |    |      |

| 年度  | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 年度合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|     |     |     |     |     |      |
| 総合計 |     |     |     |     |      |

| 土地の所在 | 地目 |    | 地種 | 負担金額 | 権利種類コード | 徴収額予  |        |    | 減免    |     |     | 負担金決定額 |       |
|-------|----|----|----|------|---------|-------|--------|----|-------|-----|-----|--------|-------|
|       | 登記 | 現況 |    |      |         | 徴収額予額 | 徴収額予終期 | 残額 | 区分コード | 減免率 | 減免額 |        | 減免開始期 |
|       |    |    |    |      |         |       |        |    |       |     |     |        |       |
|       |    |    |    |      |         |       |        |    |       |     |     |        |       |
|       |    |    |    |      |         |       |        |    |       |     |     |        |       |
|       |    |    |    |      |         |       |        |    |       |     |     |        |       |



第7号様式 (第10条関係)

年 月 日

鏡石町長

受益者氏名

印

**下水道事業受益者負担金 徴収猶予申請書**

次の理由により、下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

| 賦課<br>年度 | 土地の所在 | 地目 | 地積 | 猶予金額 | 猶予期間<br>理由 |
|----------|-------|----|----|------|------------|
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          |       |    |    |      |            |
|          | 合 計   |    |    |      |            |

その他連絡事項



第9号様式 (第11条関係)

受益者氏名 \_\_\_\_\_

下水道事業受益者負担金 徴収猶予取消通知書

下水道事業受益者負担金の徴収猶予について鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条第3項の規定により猶予を取り消いたしますので通知します。

年 月 日

鏡石町長 印

| 賦課年度 | 所在地 | 地目 | 地積 | 猶予金額 | 猶予期間理由 |
|------|-----|----|----|------|--------|
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      |     |    |    |      |        |
|      | 合計  |    |    |      |        |

※ この負担金についてのお問い合わせは、下記をお願いします。  
鏡石町上下水道課 0248-62-2119

第10号様式 (第12条関係)

年 月 日

鏡石町長

受益者氏名

印

下水道事業受益者負担金 減免申請書

次の理由により下水道事業受益者負担金の減免を受けたいので、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

| 賦課<br>年度 | 所在地 | 地目 | 地積 | 理由 |
|----------|-----|----|----|----|
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
|          |     |    |    |    |
| 計        |     |    |    |    |

その他連絡事項



第12号様式 (第13条関係)

|  |           | 地区 | 世帯番号   | 個人コード | 整理番号 |
|--|-----------|----|--------|-------|------|
|  |           |    |        |       |      |
| 年 月 日  |           |    |        |       |      |
| 下水道事業受益者負担金減免取消通知書   |           |    |        |       |      |
| 様  |           |    |        |       |      |
| 鏡石町長 印   |           |    |        |       |      |
| <p>年 月 日付で通知しました下水道事業受益者負担金の減免について、次の事由により取り消しましたので、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。</p> |           |    |        |       |      |
| 減免取消しの<br>対象となる受益地   | 土 地 の 所 在 | 地目 | 地積 (㎡) | 備 考   |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           |    |        |       |      |
|  |           | 計  | /      |       |      |
| 減免取消し金額  | 円         |    |        |       |      |
| 減免取消しの事由   |           |    |        |       |      |

第13号様式 (第14条関係)

年 月 日



鏡石町長

下水道事業受益者変更届

鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申告します。

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 新受益者<br>住所 | 旧受益者<br>住所 | 土地所有者<br>住所 |
| _____      | _____      | _____       |
| 氏名 _____ 印 | 氏名 _____ 印 | 氏名 _____ 印  |
| TEL _____  | TEL _____  | TEL _____   |

※ \_\_\_\_\_年度第\_\_\_\_\_期分から新受益者が納付します。

| 町 名 | 地 番 | 地 目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 異 動 事 項 |                             | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------------------|---------|-----------------------------|-----|
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 種別                          |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |
|     |     |     |                     | 年 月 日   | 1. 売買 2. 相続<br>3. 譲渡 4. その他 |     |

記入上の注意 : 異動事項の種別欄は、該当する異動事項の番号に○をしてください。  
備考欄は「4. その他」の場合に内訳を記入してください。

その他連絡事項

\* 別紙「記載事項」をよく読んで記入してください。



第15号様式 (第15条関係)

|    |      |       |      |
|----|------|-------|------|
| 地区 | 世帯番号 | 個人コード | 整理番号 |
|    |      |       |      |

年 月 日

下水道事業受益者負担金納付管理人設定届

鏡石町長

受益者 住所  
氏名 ㊟

鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第15条の規定により、負担金納付に関する事項を処理させるための納付管理人を次のとおり選定（変更・廃止）しましたのでお届けします。

|                       |     |      |   |
|-----------------------|-----|------|---|
| 納<br>付<br>管<br>理<br>人 | 住 所 | 鏡石町  |   |
|                       | 氏 名 | フリガナ | ㊟ |
|                       |     |      |   |
| 電 話                   | ( ) |      |   |

(備考)

第16号様式 (第16条関係)

|    |      |       |      |
|----|------|-------|------|
| 地区 | 世帯番号 | 個人コード | 整理番号 |
|    |      |       |      |

年 月 日

下水道事業受益者負担金納付義務者  
納付管理人  
住所等変更届

鏡石町長

住所  
受 益 者  
納付管理人  
氏名 ㊦

次のとおり受益者納付管理人の住所等を変更したので、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第16条の規定によりお届けします。

|                        |      |                     |
|------------------------|------|---------------------|
| 変<br>更<br>内<br>容       | 新住所等 |                     |
|                        | 旧住所等 |                     |
| 納付管理人<br>の住所等変<br>更の場合 | 受益者  | 住 所<br>-----<br>氏 名 |

(備考)